

諮問案件 1

山梨県屋外広告物条例施行規則改正について

I 景観保全型広告規制地区における適用除外基準について

1 経緯

- 特に景観を保全すべき地域について、許可基準を強化できるよう、平成24年3月に山梨県屋外広告物条例を改正し、景観保全型広告物規制地区を指定する制度を創設し、地域の実情にきめ細かく対応できるようにした。
- 自家用広告物で、ある一定の面積の範囲内で基準に適合していれば、許可なく設置することができる適用除外規定を設けているが、許可基準と適用除外基準との相違点は、面積に関するものである。
- 景観保全型広告規制地区制度において形状等に関する基準を強化した場合、適用除外となる広告物については強化する前の基準で設置することができることとなり、逆転現象が生じる可能性がある。

2 内容

景観保全型広告規制地区における適用除外基準については、強化された許可基準と整合性が図られた基準を地区ごとに定めることができるよう改正したい。

II 屋外広告物許可基準の明確化について

1 内容

屋外広告物許可基準のうち不明確となっているものを改正したい。

改正する許可基準項目		改正内容
建築物の扱いについて	建築物を利用する広告物	構造上、広告物等の表示又は設置を主とした目的のために建築したものは、建築物と扱わないこととする趣旨を明記する。
表示面積について	自家用広告物以外の広告物 屋上広告物	「一方向の表示面積」とし、広告物の形状によりそれぞれの方向から見た場合の基準であることを明確にする。
	建植する広告物 道標・案内図 (禁止地域の許可基準を含む)	
	建植する広告物 自家用広告物	「自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計」とし、単体の表示面積でなく敷地内の合計であることを明確にする

山梨県屋外広告物条例（抜粋）

（許可）

第七条 次に掲げる地域又は場所（禁止地域を除く。以下「許可地域」という。）において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、**知事の許可**を受けなければならない。

（中略）

4 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が、第二項で定める許可地域の区分に応じ、**広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準**に適合するときは、許可をしなければならない。

（景観保全型広告規制地区）

第七条の三 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、**広告物等の表示又は設置に当たり、良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を景観保全型広告規制地区として指定し、第七条第四項の基準を強化**することができる。

（適用除外）

第九条 次に掲げる広告物等については、第五条から第七条までの規定は、適用しない。

- 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）その他の法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 二 他の法令の規定に基づいて表示し、又は設置するものでその規格又は場所が定められているもの
- 三 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- 四 国又は地方公共団体が、公益目的のために表示し、又は設置するもの
- 五 公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物

（中略）

3 自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための**広告物等**で次に掲げるものについては、**第六条及び第七条の規定は、適用しない。**

- 一 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- 二 自己の管理する車両、船舶等に表示し、又は設置するもの

（中略）

7 第一項第三号及び第五号、第二項第二号並びに**第三項第一号及び第二号**に掲げる広告物等は、**第六条第二項で定める禁止地域の区分又は第七条第二項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合したものでなければならない。**

山梨県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（許可基準）

第八条 **条例第七条第四項**（条例第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、別表第一のとおりとする。

（適用除外の広告物等の基準）

第十条 条例第九条第六項（条例第十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する**条例第七条第四項**の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

- 2 **条例第九条第七項**の規則で定める基準は、別表第三のとおりとする。
- 3 **条例第九条第八項**の規則で定める基準は、別表第四のとおりとする。

屋外広告物の許可制度について

建築物を利用する広告物	広告物の種類	面積
建築物を利用する広告物	屋上広告物	40㎡
	外壁を利用する広告物	20㎡
	外壁から突出する広告物	10㎡
建植する広告物	④ ⑤	40㎡
面積の合計		110㎡

許可が必要

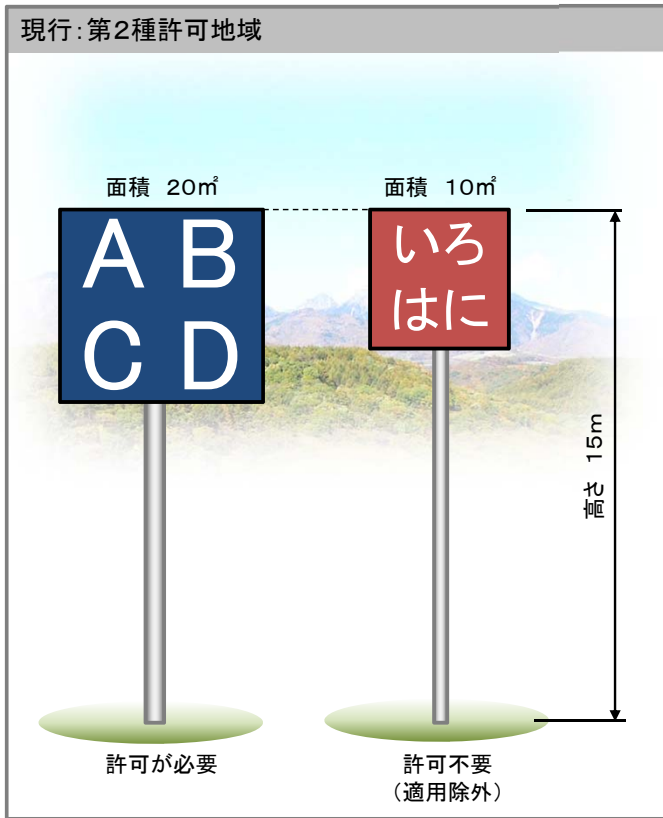
建築物を利用する広告物	広告物の種類	面積	
建築物を利用する広告物	屋上広告物	-	
	外壁を利用する広告物	①	5㎡
	外壁から突出する広告物	②	2㎡
建植する広告物	③	3㎡	
面積の合計		10㎡	

**許可不要
(適用除外)**

※ 許可地域では、自己の管理する住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が10㎡以下であれば、許可が不要となる。ただし、形状等は基準に適合していなければならない

景観保全型広告規制地区における適用除外基準について

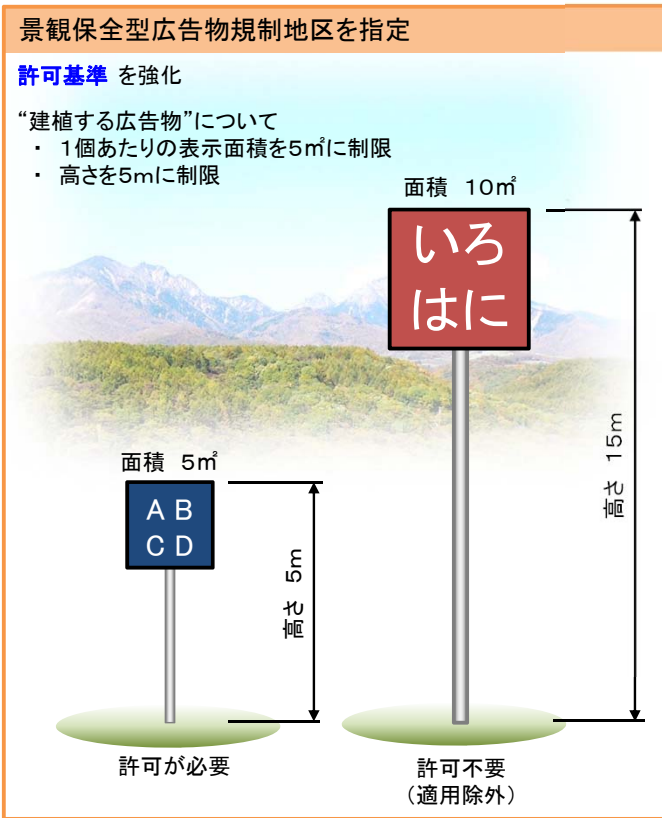
- 例
- 現行許可地域：第2種許可地域
 - 当該地域は、美しい近隣の山々への眺望を保全するため、“建植する広告物”の面積及び高さを制限する計画である
 - 店舗「ABCD」及び店舗「いろはに」はそれぞれの店舗敷地内に屋外広告物を計画している



- 店舗「ABCD」は総面積が10㎡を超えるため許可基準の範囲内で計画
- 店舗「いろはに」は総面積が10㎡以下であるため、適用除外基準の範囲内で計画

計画内容	面積	
店舗名	ABCD	いろはに
建築物を利用する広告物	10㎡	—
建植する広告物	20㎡	10㎡
合計	30㎡	10㎡
許可の要否	必要	不要 (適用除外)

改正前(イメージ)

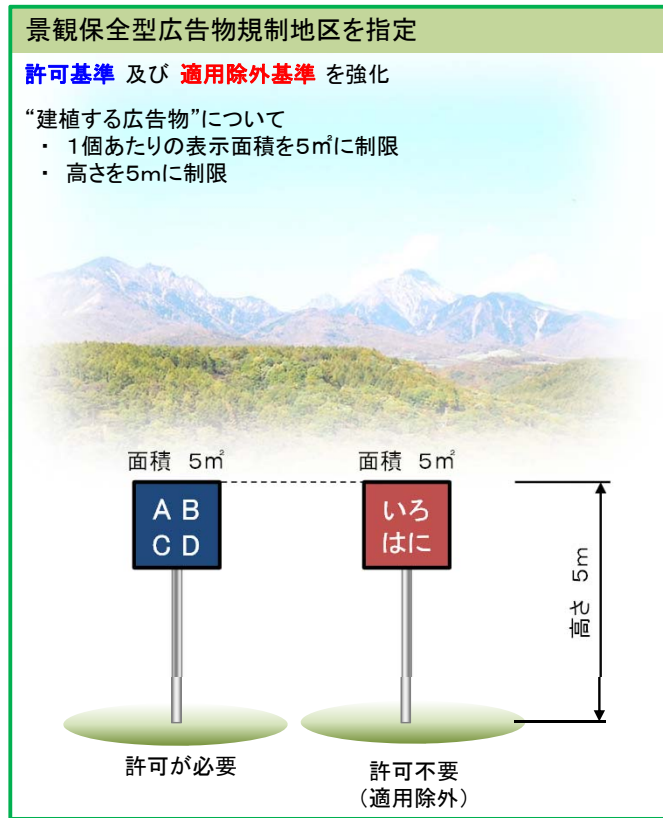


- 店舗「ABCD」は総面積が10㎡を超えるため“建植する広告物”は面積及び高さが制限される
- 店舗「いろはに」は許可基準等が適用除外となるため制限されない

規制後の計画内容(改正前)

店舗名	面積	
店舗名	ABCD	いろはに
建築物を利用する広告物	10㎡	—
建植する広告物	5㎡	10㎡
合計	15㎡	10㎡
許可の要否	必要	不要 (適用除外)

改正後(イメージ)



- 店舗「ABCD」及び店舗「いろはに」とも“建植する広告物”の面積及び高さが制限され、山々への眺望が保全される

規制後の計画内容(改正後)

店舗名	面積	
店舗名	ABCD	いろはに
建築物を利用する広告物	10㎡	—
建植する広告物	5㎡	5㎡
合計	15㎡	5㎡
許可の要否	必要	不要 (適用除外)